

岡山県公報		発行 岡山県		目次
				
目次		担当課（室）		
【告示】		環境管理課		
○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請		産業企画課		
○ 特定計量器定期検査		治山課		
○ 保安林の指定予定		水産課		
○ 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧				
【公告】		耕地課		
○ 土地改良区役員の退任届		用度課		
○ 一般競争入札の実施				
【人事委員会】		人事委員会		
○ 令和二年度岡山県職員A採用試験の実施		〃		
○ 令和二年度岡山県警察行政職員A採用試験の実施		選挙管理委員会		
【選挙管理委員会】				
○ 政治団体の名称等の公表		〃		
○ 政治団体の代表者等の異動		〃		
○ 政治団体の解散		〃		
○ 資金管理団体の届出事項の異動		〃		
○ 政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体		〃		

◎岡山県告示第二百四十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和二年四月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 湯原酒造株式会社

住 所 真庭市湯原温泉144

氏 名 代表取締役 小河原 靖弘

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 湯の蔵つるや

所在地 真庭市湯原温泉144

令和2年4月24日 岡山県公報 第12188号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		新 設		廃 止		廃 止		廃 止	
種 類		66の3ーロ 旅館業の用に供する洗 濯施設（Cー1）		66の3ーハ 旅館業の用に供する入 浴施設（301～303, 30 5～307号室ユニットバ ス）		66の3ーハ 旅館業の用に供する入 浴施設（108, 203, 20 7号室ユニットバス）		66の3ーハ 旅館業の用に供する入 浴施設（Bー1）		66の3ーハ 旅館業の用に供する入 浴施設（Bー2）	
能 力		76L／回×1基		260L×6基		260L×3基		913L×1基		300L×1基	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		－		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		－		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		－		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		1時間		18時間		同左		5時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	0.08	0.2	8.6	10.7	同左		7.0	9.3	2.33	3.05
	p H	5.8～8.6	5.8～8.6	同左				5.8～8.6	5.8～8.6	同左	
	B O D（mg／L）	100	120	40	50			5	10		
	C O D（mg／L）	100	120	40	50			5	10		
	S S（mg／L）	120	150	40	50			5	10		
	油 分（mg／L）	5	10	3	5			痕跡	1		
	T－N（mg／L）	10	20	5	10			1	5		
	T－P（mg／L）	3	5	1	2			0.2	1		
	大腸菌群数（個／cm ³ ）	3,000以下	3,000以下	無数	無数			3,000以下	3,000以下		

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。
2 新設及び廃止する入浴施設（66の3ーハ）のうちユニットバスに係る施設の水量は、既設のユニットバスからの水量との合計値を示す。

令和 2 年 4 月 2 4 日 岡山県公報 第 1 2 1 8 8 号

区	分	廃 止	
種	類	66の 3－ハ 旅館業の用に供する入 浴施設（B－3）	
能	力	640 L × 1 基	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－	
使用時間間隔及び 1 日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		5 時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	3.5	4.65
	p H	5.8～8.6	5.8～8.6
	B O D（mg／L）	5	10
	C O D（mg／L）	5	10
	S S（mg／L）	5	10
	油 分（mg／L）	痕跡	1
	T－N（mg／L）	1	5
	T－P（mg／L）	0.2	1
	大腸菌群数（個／cm ³ ）	3,000以下	3,000以下

- 備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第 1 の号番号及び名称とする。
2 新設及び廃止する入浴施設（66の 3－ハ）のうちユニットバスに係る施設の水量は、既設のユニットバスからの水量との合計値を示す。

令和2年4月24日 岡山県公報 第12188号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		浄化槽				同左			
種 類		合併処理浄化槽				同左			
構 造		R C + F R P				同左			
主 要 寸 法		W3.8×L14.75×H9.2 (m)				同左			
能 力		330人槽, 55m ³ /日				同左			
処 理 の 方 法		接触ばっ気方式				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				－			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				－			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	43	55	43	55	42.95	55	42.95	55
	p H	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	同左			
	B O D (mg/L)	200	250	20	30				
	C O D (mg/L)	150	200	30	40				
	S S (mg/L)	250	300	50	70				
	油 分 (mg/L)	20	30	痕跡	5				
	T－N (mg/L)	50	60	30	40				
	T－P (mg/L)	20	25	4.3	8.6				
	大腸菌群数 (個/cm ³)	無数	無数	3,000以下	3,000以下				

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1			
区分	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	175	230	162.85	213.9
p H	5.8～8.6	5.8～8.6	同左	
BOD (mg/L)	9	15		
COD (mg/L)	11	17		
SS (mg/L)	16	24		
油分 (mg/L)	痕跡	2		
T-N (mg/L)	8	13		
T-P (mg/L)	1.2	3.0		
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000以下	3,000以下		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和2年4月24日から同年5月15日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び真庭市役所

令和2年4月24日 岡山県公報 第12188号

◎岡山県告示第二百四十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定

なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計

令和二年四月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期	日
美咲町	美咲町役場柵原総合文化センター 〃 美咲町役場旭総合支所 〃 美咲町役場第2分庁舎 〃	令和二年六月一日 〃 二日 〃 三日 〃	一〇三〇〇〃 一三三〇〇〃 一五二〇〇〃 一〇三〇〇〃 一三三〇〇〃 一五二〇〇〃
西栗倉村	いきいきふれあいセンター	八日	一三三〇〇〃 一五二〇〇〃
奈義町	奈義町役場 〃	九日	一〇三〇〇〃 一三三〇〇〃 一五二〇〇〃
久米南町	中央公民館 〃	十日	一〇三〇〇〃 一三三〇〇〃 一五二〇〇〃
美作市	美作市東粟倉総合支所 〃 美作市大原総合支所 〃 美作市作東公民館	十一日 〃 十二日 〃 十五日	一〇三〇〇〃 一三三〇〇〃 一五二〇〇〃 一〇三〇〇〃 一三三〇〇〃 一五二〇〇〃

令和2年4月24日 岡山県公報 第12188号

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

[illegible]

◎岡山県告示第二百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和二年四月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

浅口市鴨方町小坂東字杉谷八六三、八六四の二、八六四の五、八七五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字杉谷八六三・八七五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び浅口市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百五十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和二年四月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 発起人の住所及び氏名

岡山市南区小串一一六七―一 木林 義春

岡山市南区小串一九〇一―二 玉川 章生

二 加入区

小串

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

小串漁業協同組合

四 縦覧期間

令和二年四月二十四日から同年五月八日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

一 発起人の住所及び氏名

倉敷市玉島黒崎四四九四 中藤 弘志

倉敷市玉島黒崎五八八五 平田 欽男

二 加入区

黒崎連島

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

黒崎連島漁業協同組合

四 縦覧期間

令和二年四月二十四日から同年五月八日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

一	発起人の住所及び氏名	
	笠岡市白石島六九一	原田 房行
	笠岡市白石島六四一	中川 太
二	加入区	
	白石島	
三	漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	
	笠岡市漁業協同組合	
四	縦覧期間	
	令和二年四月二十四日から同年五月八日まで	
五	縦覧場所	
	岡山県農林水産部水産課	

〔二七三〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があつた。

令和二年四月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

足守土地改良区

二 退任役員

退任役員

氏 名

住 所

理事監

事の別

理事

林 健二

岡山市北区下足守一三八六

〔一七四〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和二年四月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入物品名及び数量

小型除雪車（1．3 m級－1．5 m幅） 1 台

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び小型除雪車（1．3 m級－1．5 m幅）仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 納入期限

令和3年3月26日（金）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、下取物品の引取り及び処分にかかる費用、調達物品の輸送費及び仕様書に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。ただし、自動車損害賠償責任保険の保険料、自動車重量税、自動車リサイクル料金及び自動車保管場所証明手数料は諸経費に含まれないこと。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和2年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年岡山県告示第40号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

- (1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226－7537

- (2) 申請書の提出期限

令和2年5月22日（金） 正午

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226－7537

- (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和2年4月24日（金）から同年5月22日（金）まで（岡山県の休日を定める

条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ120グラムであるので、注意すること。

- (3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」とい

う。)によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和2年6月4日(木) 13時30分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和2年6月3日(水) 17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和2年5月22日(金) 17時までに、4(1)の場所に提出(郵送等によるものを含む。)しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

Small type rotary snowplow (1 . 3 m class Max Snow clearing width 1 . 5 m)

1 unit

(2) Delivery date :

By 26 March (Friday), 2021

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

1 :30 P.M. 4 June (Thursday), 2020

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office Supplies

Division

2－4－6, Uchisange, Kita－ku, Okayama－shi, Okayama－ken, 700－8570,

Japan

TEL 086－226－7537

◎岡山県人事委員会公示第四号

令和二年度岡山県職員A採用試験を次のとおり実施する。

令和二年四月二十四日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主 な 勤 務 先 及 び 職 務 内 容
行 政	四十九名	知事部局（本庁、県民局等）、教育委員会（教育庁、県立学校等）等において、一般行政事務に従事する。
化 学	二名	知事部局（本庁、県民局等）において、環境等に関する専門的業務に従事する。
衛 生	二名	知事部局（本庁、県民局等）において、食品衛生及び環境衛生の監視、指導等の専門的業務に従事する。
農 業	十四名	知事部局（本庁、県民局、農林水産総合センター等）において、農作物の生産振興、農業に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。
土 木	十七名	知事部局（本庁、県民局等）において、道路、河川、港湾、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。
農 業 土 木	七名	知事部局（本庁、県民局等）において、農地農村整備事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。
畜 産	二名	知事部局（本庁、県民局等）において、家畜及び畜産

林業	四名	知事部局（本庁、県民局等）において、治山事業等に関する企画、設計及び施工管理、林業に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。
建築	一名	知事部局（本庁、県民局等）において、建築、住宅、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。
電気	四名	知事部局（本庁、出先事務所等）又は企業局（本局、発電総合管理事務所、工業用水道事務所等）において、電気設備、通信設備等に関する企画、設計及び施工管理、電気設備、通信設備等の運転及び保守管理等の専門的業務に従事する。なお、勤務場所によっては、深夜勤務、交替制勤務等の変則的な勤務を伴う場合がある。

二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者

- (1) 平成二年四月二日から平成十一年四月一日までに生まれた者
- (2) 平成十一年四月二日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）

を卒業した者又は令和三年三月三十一日までに卒業見込みの者

イ 岡山県人事委員会がアに該当する者と同等の資格があると認める者

2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに

該当する者

- (3) 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

(1) 教養試験

試験区分にかかわらず、大学卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。

(2) 専門試験

試験区分ごとに、それぞれ次の出題分野から択一式による筆記試験を行う。

試験区分	出題分野
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学等
衛生	公衆衛生看護学、水産利用学、応用微生物学、畜産一般、食品科学、物理・化学・生物、衛生、分析化学、有機化学、一般化学、生物有機化学等
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計

	農業土木	畜産	林業	建築	電気
画、材料・施工等	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農学一般等	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般等	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学及び森林保護学を含む）、林業工学、林産一般、砂防工学等	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等

(3) 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

2 第二次試験

口述試験

第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。

なお、第一次個別面接において、一定の基準に達しない場合は、第二次個別面接を受験することができない。

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

試験の期日	試験会場
令和二年六月二十八日（日）	岡山会場 岡山市北区津島中三丁目一番一号

曜日		
東京会場		
岡山大学文・法・経済学部講義棟	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学環境理工学部棟	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス

2 第二次試験

試験の期日	試験会場
令和二年七月二十一日（火曜日）から 同月三十日（木曜日）までのうち一日 （第一次試験の合格者に対して、岡山 県人事委員会事務局のホームページに て指定する。）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎
令和二年八月十六日（日曜日）から同 月二十五日（火曜日）までのうち一日 （第二次個別面接受験対象者に対して、 岡山県人事委員会事務局のホームペー ジにて指定する。）	

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容

第一次試験	令和二年七月八日（水曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	令和二年八月三十一日（月曜日）	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登録する。
- (2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登録順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和三年四月一日とする。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登録の日から一年とする。

2 給与

- (1) 令和二年四月採用者（新卒者）の給料月額は一、九四、三〇〇円である。
- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

試験を受けようとする者は、令和二年四月二十四日（金曜日）から同年五月二十二日（金曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにより受験申込みを行うこと。

八 その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 2 受験案内は、岡山県人事委員会事務局のホームページからダウンロードすることができる。
- 3 受験資格の有無及び受験申込みの入力事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。
- 4 六1(1)の採用候補者名簿に登録された場合であっても、受験申込みの入力事項等に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

◎岡山県人事委員会公示第五号

令和二年度岡山県警察行政職員A採用試験を次のとおり実施する。

令和二年四月二十四日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
警察行政職員A	五名	警察本部、警察署等において、予算・経理、庶務、統計、警察施設の維持管理、交通管制、運転免許事務、犯罪捜査の支援等の警察運営に必要な様々な業務に従事する。

二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者

- (1) 平成二年四月二日から平成十一年四月一日までに生まれた者
- (2) 平成十一年四月二日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの

ア 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和三年三月三十一日までに卒業見込みの者

イ 岡山県人事委員会がアに該当する者と同等の資格があると認める者

2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条各号のいずれかに該当する者

(3) 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)による改正前の民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするものの以外の者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者につ

令和2年4月24日 岡山県公報 第12188号

いて行う。

1 第一次試験

(1) 教養試験

大学卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。

(2) 論文試験

表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。

(3) 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

2 第二次試験

口述試験

集団面接及び個別面接により行う。

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

試験の期日		試験会場		
令和二年六月二十八日（日曜日）		岡山会場	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学文・法・経済学部講義棟	
		東京会場	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学環境理工学部棟	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス

2 第二次試験

試験の期日	試験会場
令和二年八月八日（土曜日）及び同月	岡山市中区古京町一丁目七番三六号

九日（日曜日）のうち一日（第一次試験の合格者に対して、直接通知する。）	岡山県庁分庁舎
-------------------------------------	---------

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区 分	発 表 の 期 日	内 容
第一次試験	令和二年七月十五日（水曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	令和二年八月十九日（水曜日）	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

(1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、成績順に採用候補者名簿に登録する。

(2) 採用者は、任命権者（岡山県警察本部長をいう。以下同じ。）からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登録順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和三年四月一日とする。

(3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登録の日から一年とする。

2 給与

(1) 令和二年四月採用者（新卒者）の給料月額は、一九四、三〇〇円である。

(2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県警察本部警務部警務課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）に提出すること。

2 受験申込書は、令和二年四月二十四日（金曜日）から同年五月二十二日（金曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く）、八時三十分から十七時十五分

まで、岡山県警察本部警務部警務課において受け付ける。なお、郵送の場合にあつては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 インターネットによる受験申込みは、令和二年四月二十四日（金曜日）から同年五月二十二日（金曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。

八 その他

1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。

2 受験申込書及び受験案内は、岡山県警察本部警務部警務課、県内各警察署、岡山県人事委員会事務局等で交付する。なお、郵便で請求する場合は、百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。また、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。

3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。

4 六1(1)の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

◎岡山県選管告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

令和二年四月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
あぁありがとう友愛「捲土重来」しっかりやります出雲高田屋	高田利治	高田利治	真庭郡新庄村一七〇―二	令和二・三・二六
今と10年先の倉敷の話をする会	武則史園	武則史園	倉敷市鳥羽四五一	〃
小郷ひな子後援会	小郷ひな子	小郷ひな子	〃 一〇三〇	〃
金尾やすし後援会	三宅積	三宅繁行	高梁市川上町仁賀七三〇―一	〃
かわかみまちこ後援会	森恭一	鈴木玲央	加賀郡吉備中央町豊野二八一〇	〃
政治結社皇眞塾	文箭晃	文箭晃	倉敷市玉島陶三三四―五	〃
服部泰兵後援会	服部泰兵	服部泰兵	〃 上富井六二八一―〇九	〃
母親の視点をもっと市政に生かす会	小郷ひな子	小郷ひな子	〃 鳥羽一〇三〇	〃
平井弘明後援会	平井弘明	平井弘明	〃 玉島一―一〇―二	〃

◎岡山県選管告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

令和二年四月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党岡山県岡山市第十九支部	赤木一雄	主たる事務所の所在地	岡山市北区西花尻二九	岡山市北区東花尻三四〇―一レジデンス イタノ一F	令和二・三・五

自由民主党瀬戸町支部	福島恭子		東区瀬戸町瀬戸二七五―一	東区瀬戸町瀬戸三六―一	一・二二
------------	------	--	--------------	-------------	------

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
---------	--------	------	---	---	-------

赤木一雄後援会	赤木一雄	主たる事務所の所在地	岡山市北区西花尻二九	岡山市北区東花尻三四〇―一	令和二・三・五
---------	------	------------	------------	---------------	---------

伊東かおり後援会	三宅英邦	代表者の氏名	三宅英邦	村山正則	三・二三
----------	------	--------	------	------	------

今西ひろやす後援会	今西通好	主たる事務所の所在地	和気郡和気町衣笠八六二―四	和気郡和気町衣笠八三一―二二二―一〇	二・一〇
-----------	------	------------	---------------	--------------------	------

八

大森一生後援会	森和之		高梁市旭町一三四四―三	高梁市南町四四―一	令和元・七・一
---------	-----	--	-------------	-----------	---------

〃	〃	会計責任者の氏名	川上龍太郎	縄手常太郎	八・一
---	---	----------	-------	-------	-----

大森しんじ後援会	大森進次		山本大祐	利守豊司	令和二・三・二七
----------	------	--	------	------	----------

岡山県石材業政治連盟	河田恭志	主たる事務所の所在地	浅口郡里庄町里見三四七六―三	笠岡市港町一―七	三・一
------------	------	------------	----------------	----------	-----

倉敷市をまします元気にする会	三宅英邦	代表者の氏名	三宅英邦	村山正則	三・二三
----------------	------	--------	------	------	------

クラレ労働組合よりよい地域社会を作る会	高見公美子		高見公美子	大石公美子	令和元・九・一四
---------------------	-------	--	-------	-------	----------

令和元・九・一四

黒石健太郎後援会	黒石健太郎	国会議員関係政治団体の	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第二項第一号及び第二号	令和二・一・一
----------	-------	-------------	-------------------	--------------------	---------

		区分		に係る国会議員関係政治団体		
税理士によるあいさわ	田中一宏	主たる事務所の所在地	岡山市北区表町一〇一三二	岡山市北区絵図町三一五	〃	二・三
郎後援会						
〃	〃	代表者の氏名	田中一宏	重近 實	〃	〃
全国小売酒販政治連盟岡	森脇浩之	〃	森脇浩之	多田 駿	〃	二・五
山県支部						
全日本不動産政治連盟岡	弥久末 務	〃	弥久末 務	大槻 俊一郎	令和元・	六・一八
山県本部						
〃	〃	会計責任者の氏名	山本恭介	森 本 一	〃	六・一二
なんば朋裕後援会	藤井秀紀	代表者の氏名	藤井秀紀	沼本浩彰	令和二・	三・一四
なんばみつる後援会	国和利博	〃	国和利博	遠藤 剛	〃	二・一
馬場まさのり後援会	馬場登志子	〃	馬場登志子	馬場政教	〃	三・七

◎岡山県選管告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。
令和二年四月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

自由民主党岡山県岡山市東区第一支部

岡崎 豊

令和二・三・二七

自由民主党岡山県久米郡第一支部

青野 高陽

令和元・一二・三一

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

鶴川晃匠後援会

鶴川 知大

令和元・一二・三一

岡崎ゆたか後援会

戸川 治彦

令和二・三・二七

変えるぞ！備前・和氣を考える会

鶴川 晃匠

令和元・一二・三一

小淵繁之後援会

道上 大助

平成三〇・三・二七

坂本公明後援会

松浦 稔侑

令和二・三・一

質実社会・岡山を目指す会

今西 通好

令和元・一二・三一

なかだち幸弘後援会

西森 頼夫

令和二・二・二九

橋本いっお後援会

森下 真津雄

令和元・一二・一〇

馬場まさのり後援会

馬場 登志子

令和二・三・三〇

坂東よしお後援会

下橋 昭広

〃 三・一六

◎岡山県選管告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和二年四月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

資金管理団体の届

資金管理団体の名称

異動事項

新

旧

異動年月日

出をした者の氏名

黒石健太郎

黒石健太郎後援会

公職の種類

岡山市議会議員

参議院議員

令和二・一・一

◎岡山県選管告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により、令和二年四月一日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をするこ
とができなくなった政治団体は、次のとおりである。

令和二年四月二十四日

岡山県選挙管理委員会
委員長 藤原健補

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
岡山県の発展を考える会	高田有美	高田有美	倉敷市北畝五―一七―五二
がんばれ岡山の会	白神久志	白神久志	岡山市中区東中島町八―九
岸本清美後援会	岸本清美	植月寛	津山市上野田八九
こやま泰生後援会	吉田充信	古山泰生	浅口郡里庄町新庄一四三三―一
近藤たかのり後援会	石井雅之	井上善雄	高梁市中間町八八
自由民主党浅口支部	古山泰生	古山泰生	浅口郡里庄町大字新庄一四三三―一
自由民主党勝北支部	岸本清美	植月寛	津山市上野田九五―二
清和会	岸本清美	植月寛	〃 〃 八九
高見尚永後援会	片山圓	高見知宏	小田郡矢掛町小田五六七二―一
田口豊作後援会	古松昭	古松武代	備前市日生町寒河二五八七
田辺昭夫後援会	栗本泰治	佐野香	倉敷市福田町福田二四一一―一七
ふなこし健一後援会	佐藤壽夫	舩越和江	都窪郡早島町若宮一八―五
松島重綱後援会	近藤章浩	西島和範	岡山市中区住吉町一―一〇二
真鍋かずたか後援会	長久啓太	長久啓太	都窪郡早島町早島四五九二―一二
有朋会	古山泰生	古山泰生	浅口郡里庄町大字新庄一四三三―一